

# 特定施設整備計画調書

【劇場等】

規則第7条第2項第7号関係

建築物の所在地			
建築物の用途		床面積	m <sup>2</sup>

チェック欄		《 特定施設整備基準 》	
適用欄	届出・申請時	完了時	
			『特定施設等整備基準適用表』をもとに左記チェック欄「適用欄」のをチェックしてください。 「適用欄」をチェックした基準について「届出・申請時」「完了時」において をチェックしてください。 《特定施設整備基準》欄の該当する にチェックし、その他【 】には具体的内容を記載してください。
15固定観覧席	(1) 車椅子使用者が円滑に利用できる区画		
		ア	室の出入口の付近に設置
		イ	路出入口の床口面から高低差区画あまて場の合通
			傾斜路
			粗面又は滑りにくい材料による仕上げ
			勾配 > 1/20 又は高さ > 16cm の場合 握りやすい高さ (標準 : 75cm ~ 85cm) の手すり
			傾斜路とその周囲の部分との色の明度差等により、その存在を容易に識別できる措置
			勾配 > 1/20 かつ 側面が壁でない場合 側板又は立ち上がり 5cm
		階段に代わる傾斜路の幅 120cm、階段と併設する傾斜路の幅 90cm	
		勾配 1/12 (高低差 16cm の場合 勾配 1/8)	
	傾斜路の高低差 > 75cm の場合 高さ 75cm ごとに踏幅 150cm の踊場		
	特殊構造昇降機	平成18年国土交通省告示第1492号に規定する特殊構造昇降機とその構造	
	ウ	寸法	間口 90cm、奥行 140cm
	(2) 集団補聴設備等		
			難聴者の聴力を補うための設備の設置

新築・増築・改築・用途変更の届出の際には本調書のみを添付してください。又、移転・大規模な模様替え・大規模な修繕の届出の際には特定施設整備（特別特定建築物建築）計画調書1に追加して添付してください。